

山梨県立中央病院
トレーサビリティシステム調達事業者選定

提案書作成要領

令和6年9月6日

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

1 はじめに

この要領は、山梨県立中央病院トレーサビリティシステム調達事業者選定に係る公募型プロポーザルにおける提案書の作成方法等を定めたものである。

提案書の作成に当たっては、本件業務に係るプロポーザル実施要領、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、創意工夫のある提案を行うこと。

提案された内容は、事業者候補者と締結する契約の仕様として整理し、契約書の一部となるので、必ず実行可能な内容となるよう留意すること。

2 作成に当たっての留意事項

- (1) 提案書は次の項目により評価を行うことから、次の評価項目の順番どおり提案書を作成すること。

トレーサビリティシステム 技術提案評価及び配点

評価項目		配点
1	システム全体	120
2	システム端末等	90
3	マーキング装置	90
4	付帯作業	100
5	保守体制	110
6	整備スケジュール	70
7	自由提案	70
合計		650

- (2) 提案書は「山梨県立中央病院トレーサビリティシステム調達事業者選定に係る公募型プロポーザル提出資料チェック表」に記載の順番に重ねて提出すること。
- (3) 提案書は、本院が設置するトレーサビリティシステム調達事業者選定委員会が正確に審査できるよう、明瞭かつ簡潔に記載すること。
- (4) 提案書様式2-1に関して、「回答」欄には評価項目に対する可否を記載し、「方法・方式」欄には、その具体的な内容を記載すること。なお、回答が「不可」の場合で、代替案が存在する場合は、「方法・方式」欄に記載すること。
- (5) 文書を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可とする。
- (6) 各項目の補足資料として、プレゼンテーション資料、マニュアル、指針等の写しを付加する必要がある場合は、参考資料として添付できるものとする。
- (7) 添付資料は別冊とし、提案書のどの項目に対応するものか明示すること。
- (8) 提案書様式2-2については、提案内容が、詳細仕様書記載の要件を満たすことを確認し、「確認」欄に「○」を記載すること。

3 見積書の作成

- (1) 見積書（様式4-1）は、その積算の根拠となる積算内訳書（様式4-2）と整合性がとれていること。
- (2) 見積書はプロポーザル実施要領に記載の予定価格以内であること。